

6-1-1 視覚障がい者誘導用ブロックの定義

視覚障がい者に対する誘導又は道や段差の存在等の警告もしくは注意喚起を行うために路面に設置されるブロックをいう。

視覚障がい者誘導用ブロックは、主に足の裏や白杖による触感覚を利用して、視覚障がい者の安全性・利便性の向上に役立てる事を基調として考案、開発されたものである。

視覚障がい者が道路を歩行する場合、施設や道路構造等の情報や、同一経路の歩行経験、歩行前、歩行中の道案内等の個別情報を持って道路を歩行しており、視覚障がい者誘導用ブロックは、これら大まかな情報を持って道路を歩行している視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向の手がかりを提供するための施設である。

6-1-2 種類

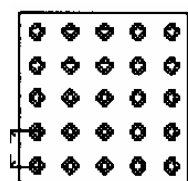
視覚障がい者誘導用ブロックの種類は、下記の2種類のみとする。

(1) 線状ブロック

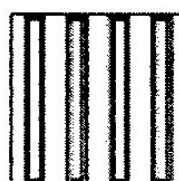
視覚障がい者の移動方向を指示するために路面に設置されるブロックであって、平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。

(2) 点状ブロック

視覚障がい者に対し車道・段差等の存在の警告又は注意喚起を行うために路面に設置されるブロックであって、点状の突起をその表面につけたブロックをいう。



点状ブロック



線状ブロック

図6-1-1 JIS規格標準視覚障がい者誘導用ブロック